

## 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 謝金・日当・旅費等の支払細則

### (目 的)

第1条 この細則は、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（以下「本機構」という）の役員および委員会委員（以下「役員等」という）が、本機構の職務に基づき、謝金・日当・旅費等の支払いを受ける場合の基準を明らかにすることを目的とする。

### (謝 金)

第2条 役員等への謝金は一日6,000円とする。また、講師への謝金は、社団法人北海道社会福祉士会謝金等支払規程（規程第15号）くお準用する。なお、北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）会員には、支給しないものとする。

### (日 当)

第3条 役員等への日当は、社団法人北海道社会福祉士会旅費・謝金・日当等の支払細則（細則第6号）に基づき支給する。

### (旅 費)

第4条 役員等及び講師の交通費及び宿泊費は、第2条の規程及び前条の支払細則に基づき支給する。

ただし、第2条の謝金の支払いを受けた役員等が札幌市内のみの移動をした場合の当該移動に係る交通費は、これを支給しないことができる。

### 【別表1 役員等の日当】

区分	日当（半日当）	備考
外部委員（非会員）	2,000円 (1,000円)	本会会員、非会員に関わらず一律の支給
その他会長が特別に日当支給を承認した場合		

### 【別表2 役員等及び講師の旅費】

区分	交通費	宿泊費(1泊)	備考
外部委員（非会員）	実費	10,000円	
本会会員	実費	7,000円	

## 【注】

- ① 役員等に対する交通費は、役員等の現住所を起点として、公共交通機関を利用し最短経路による旅費請求書の提出に基づき支給する。また、講師に対する交通費については、講師の現住所を起点として、公共交通機関を利用し、最短経路調査に基づき支給する。
- ② タクシー代はやむを得ない場合を除き、原則として支給しない。
- ③ 飛行機のスーパーシート、鉄道のグリーン料金等の上級オプション料金は、会長の判断により、講師に限り、必要に応じて支給する。

## 附 則

この細則は、平成17年8月1日から施行する。

この細則は、平成20年6月3日から施行する。

この細則は、平成21年1月24日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。